

# 福島県消費者教育推進計画の計画期間延長について

令和2年11月2日  
消費生活課

## 1 延長期間

現計画の計画期間（平成27年度から令和2年度まで）を新たな「福島県総合計画」（以下「総合計画」という）の始期まで延長する。

## 2 延長する理由

- (1) 県の最上位の計画である総合計画について、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）による国内外の影響を鑑み、新型コロナがもたらす社会変革等を的確に捉え計画に反映させるため、新たな総合計画の策定作業の期間を確保することとして、その策定期間が延期された。

次期「福島県消費者教育推進計画」の始期についても、あらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す総合計画の計画期間と歩調を合わせることによって、本県の消費者行政を一体的に推進することが効果的であることから、現計画の終期を次期総合計画の始期と合わせる。

- (2) 現計画は中間見直しから2年程度経過しているが、現時点で、目標、基本的な方針及び主要な施策について見直す必要が認められない。